

平成 26 年全国消費実態調査標本設計の概要（案）

平成 26 年全国消費実態調査における標本設計については、母集団となる世帯状況の変化や予算上の制約を踏まえ、前回並みの精度を維持することを目指す。

1. 標本設計の基本方針

全国消費実態調査における母集団の推計には、直近の国勢調査の結果を用いる。

国勢調査の結果をみると、引き続き世帯規模は縮小し、単身世帯の急速な増加が続いている。全国消費実態調査においても、前回調査において調査世帯構成比の見直しを行っているが、依然として単身世帯比率が低くなっている。そのため、今回調査においても、母集団における単身世帯数の増加を考慮し、より世帯比率の実態を反映した標本設計とするために、二人以上の世帯と単身世帯の標本配分を見直すこととする。

（表 1 及び表 2 参照）

(1) 二人以上の世帯

ア 調査結果について、次の精度を確保するよう配慮する。

(ア) 全国の詳細な世帯属性別結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

(イ) 都市階級、地方及び都道府県別の主要な結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

(ウ) 県内経済圏[※]、都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市別の結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

※日常生活や経済活動がつながって行われている地域について、都道府県ごとに幾つかの市区町村をまとめて一つの経済圏としている。（別紙 1 及び 2 参照）

前は全国で 197 の経済圏が設定された。

イ 上記アを前提としたうえで、調査世帯数を約 700 削減する。

(2) 単身世帯

ア 全国の主要な属性別結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

イ 調査世帯数を約 700 世帯増やし、全体で約 6,700 世帯とする。このうち全国消費実態調査の単身調査世帯へ約 4,700 世帯（約 300 世帯増加）、民間調査機関に委託する全国単身世帯収支実態調査（モニター調査（約 400 世帯増加））の調査世帯へ約 2,000 世帯配分する。

(3) 調査世帯

調査世帯数は、二人以上の世帯及び単身世帯合わせて約 58,400 世帯とする。

表1 国勢調査における世帯数等

調査年	一般世帯数			構成比 (%)			増加率 (年率%)		
	(千世帯)	1人	2人以上	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上
平成2年	40,670	9,390	31,281	100.0	23.1	76.9	-	-	-
平成7年	43,900	11,239	32,661	100.0	25.6	74.4	1.6	3.9	0.9
平成12年	46,782	12,911	33,871	100.0	27.6	72.4	1.3	3.0	0.7
平成17年	49,063	14,457	34,605	100.0	29.5	70.5	1.0	2.4	0.4
平成22年	51,842	16,785	35,058	100.0	32.4	67.6	1.1	3.2	0.3

表2 全国消費実態調査の調査世帯数

調査年	調査世帯数				構成比 (%)			増加率 (年率%)		
	総数	単身	モニター	二人以上	総数	単身	二人以上	総数	単身	二人以上
平成6年	59,794	4,690	-	55,104	100.0	7.8	92.2	-	-	-
平成11年	59,794	5,002	-	54,792	100.0	8.4	91.6	0.0	1.3	-0.1
平成16年	59,374	5,002	-	54,372	100.0	8.4	91.6	-0.1	0.0	-0.2
平成21年	58,406	6,002	1,600	52,404	100.0	10.3	89.7	-0.3	4.0	-0.7
平成26年(予定)	58,400	6,700	2,000	51,700	100.0	11.5	88.5	0.0	2.3	-0.3

2. 標本抽出の方法

市については全ての市を調査対象とし、町村については一部を抽出する。市町村構成は平成26年1月1日現在のものとする。

市部では各市の調査単位区を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。郡部では、町村を第1次抽出単位、各町村の調査単位区を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。

(1) 調査町村の抽出

都道府県内の町村を地理的配置、産業別特徴などを考慮して、各都道府県に配分された調査町村の数だけ層化し、各層から1町村を抽出する。

(2) 調査単位区の抽出

平成22年国勢調査の調査区を抽出フレームとし、市区町村ごとに必要な数(「3. 調査世帯数の配分及び調査単位区数」参照)の調査単位区を抽出する。1調査単位区は、互いに近接する2つの国勢調査調査区によって構成される。

なお、東日本大震災に係る応急仮設住宅のある調査単位区については、層化の際に考慮するなど、当該調査単位区から調査世帯が一定数抽出されるよう措置することとする。ただし、原発避難区域の調査単位区は抽出しない。

(3) 調査世帯の抽出

二人以上の世帯、単身世帯の選定は、調査員が実地踏査して作成した調査単位区世帯名簿から、それぞれ抽出する。

(4) 調査単位区当たりの調査世帯数

各調査単位区では、二人以上の世帯 11 世帯、単身世帯 1 世帯を抽出する。

3. 調査世帯数の配分及び調査単位区数

(1) 二人以上の世帯

調査世帯数は、全国各市及び都道府県ごとの郡部（町村計）それぞれにおける母集団（二人以上の世帯数）に比例させて配分する。

ただし、結果精度維持のため都道府県や都道府県庁所在市などの単位で最低配分数を確保するほか、母集団の多い政令指定都市（東京都区部含む。）に調査世帯数が偏ると実査上の問題が生じるため、結果精度を考慮して都市の抽出率を調整する。

(2) 単身世帯

単身世帯の調査単位区は、二人以上の世帯の調査単位区と同一とする。調査世帯については、1 調査単位区当たり 1 世帯を配分する。